

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 0 号				
件 名	安心して払える国民健康保険料の実現とだれでも必要な医療を受けられることを求めることについて				
要 旨	<p>長引く不況と経済格差の広がりはますます市民生活を圧迫しており、市民の暮らしは困難の度合いを強めています。</p> <p>このような中で、市民の健康を守るとりであるべき国民健康保険制度も危機に瀕しています。</p> <p>新潟市の国保は8割が所得200万円以下の世帯で占められており、また、保険料の滞納世帯は27%を超え、実に4件に1件が保険料を払えていない状況です。今後、国保料がこれ以上引き上げられることがあるなら滞納世帯がますます拡大することは明らかなです。市民が安心して払える保険料とすることが急務です。</p> <p>国保財政が危機に瀕している最大の原因は、国庫負担の削減にあり、国において国庫負担の引き上げがなされるべきことは言うまでもありません。しかし、市民が安心して払える国保料とするためには、国保会計のみで賄うことは到底不可能であり、引き上げをしないだけの一般会計からの適切な繰り入れを行うことが必要と考えます。</p> <p>また、資格証の発行されている世帯であっても受療権は確保されなければならないものであり、手おくれになるような事態が万が一にも起こらないよう医療機関に徹底するなど、必要な施策を丁寧に進めることが求められます。</p> <p>国民健康保険を安心して払える保険料にし、また資格証の世帯を含めだれもが必要な医療を受けることができるよう下記事項について陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>				
付 託 年月日 委員会	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">平成 23 年 12 月 7 日</td> <td style="padding: 0 10px;">第 1 項 第 2 項</td> <td style="font-size: 3em; padding: 0 10px;">}</td> <td>市民厚生常任委員会</td> </tr> </table>	平成 23 年 12 月 7 日	第 1 項 第 2 項	}	市民厚生常任委員会
平成 23 年 12 月 7 日	第 1 項 第 2 項	}	市民厚生常任委員会		
受 理	平成 23 年 11 月 29 日 第 4 5 7 号				

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 国保会計に一般会計から他の政令市並みの繰り入れを行い，国保料の引き下げを行うこと。2 資格証の発行をやめること。また，資格証所持者でも医療が必要となった際には受療を妨げられることのないよう，必要な措置を講ずること。
--	---